

旅館業法遵守に関する通知に係るフォローアップ調査結果の概要

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課

1 調査の目的

平成26年7月10日付け健衛発0710第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知「旅館業法の遵守について」発出後の各自治体における対応状況等を把握することを目的としたもの。

2 調査の対象

都道府県、保健所を設置する市、特別区（142都道府県市区）

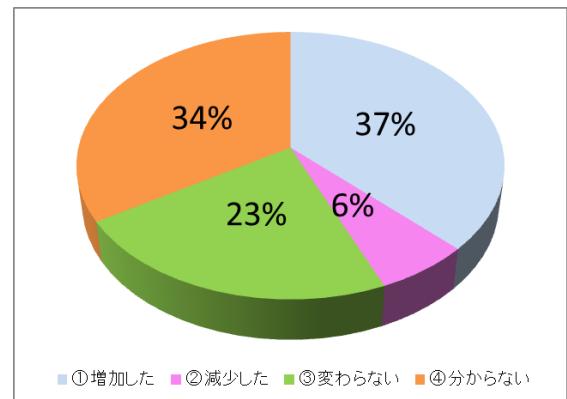
3 調査の内容

平成25年度及び平成26年度における各自治体の相談件数の状況、一般住宅等における営業許可申請の状況や無許可営業を行っていた事例について調査したもの（平成27年7月に実施）。調査結果の概要は次頁以降のとおり。

1. 一般住宅等の小規模施設を使用した旅館業の営業許可申請等の状況

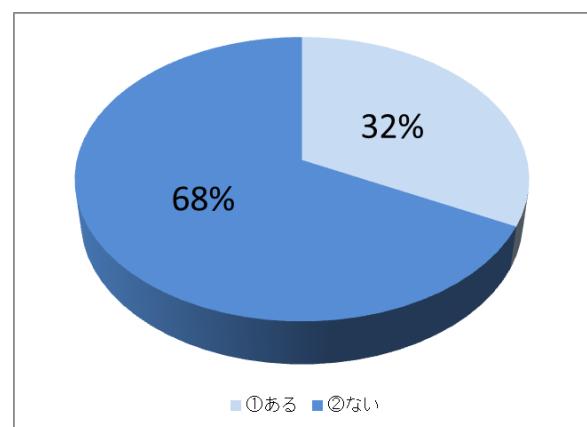
(1) 一般住宅等を使用した旅館業の営業許可に関する相談等の状況（自治体数）

①増加した	53 (37%)
②減少した	9 (6%)
③変わらない	32 (23%)
④分からない	48 (34%)
⑤合計	142 (100%)



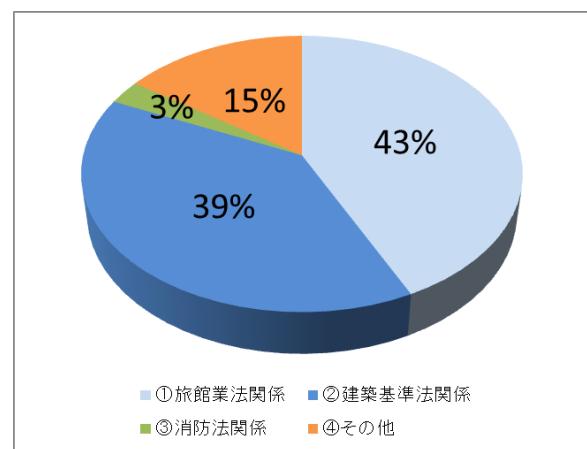
(2) 一般住宅等を使用した旅館業の営業許可にあたり、営業の許可ができなかった事例の有無（自治体数）

①ある	46 (32%)
②ない	96 (68%)
③合計	142 (100%)



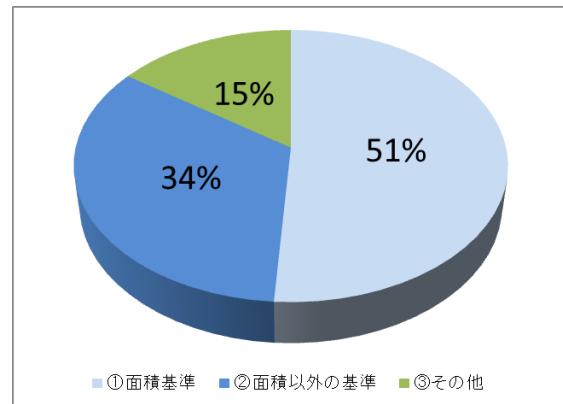
(3) (2) のうち、営業の許可ができなかった事例の件数（理由別内訳）

①旅館業法関係	92件 (43%)
②建築基準法関係	84件 (39%)
③消防法関係	6件 (3%)
④その他	33件 (15%)
⑤合計	215件 (100%)



(4) (3) のうち、旅館業法によるものの内訳（件数）

①面積基準	47件 (51 %)
②面積基準以外の基準	31件 (34 %)
③その他	14件 (15 %)
④合計	92件 (100 %)



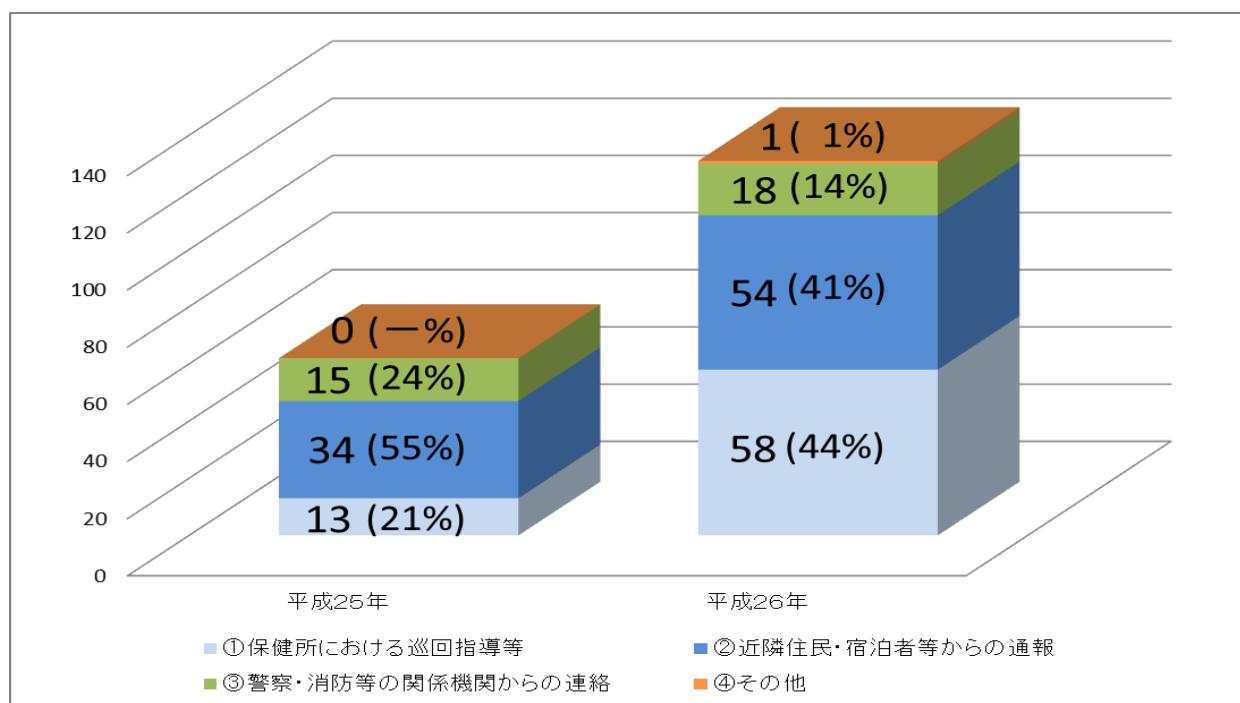
2. 旅館業法上の営業許可を受けていなかった事案への対応状況について（件数）

(1) 無許可営業の事案把握数 193件

○平成25年度	62件
○平成26年度	131件

(2) 無許可営業の把握方法

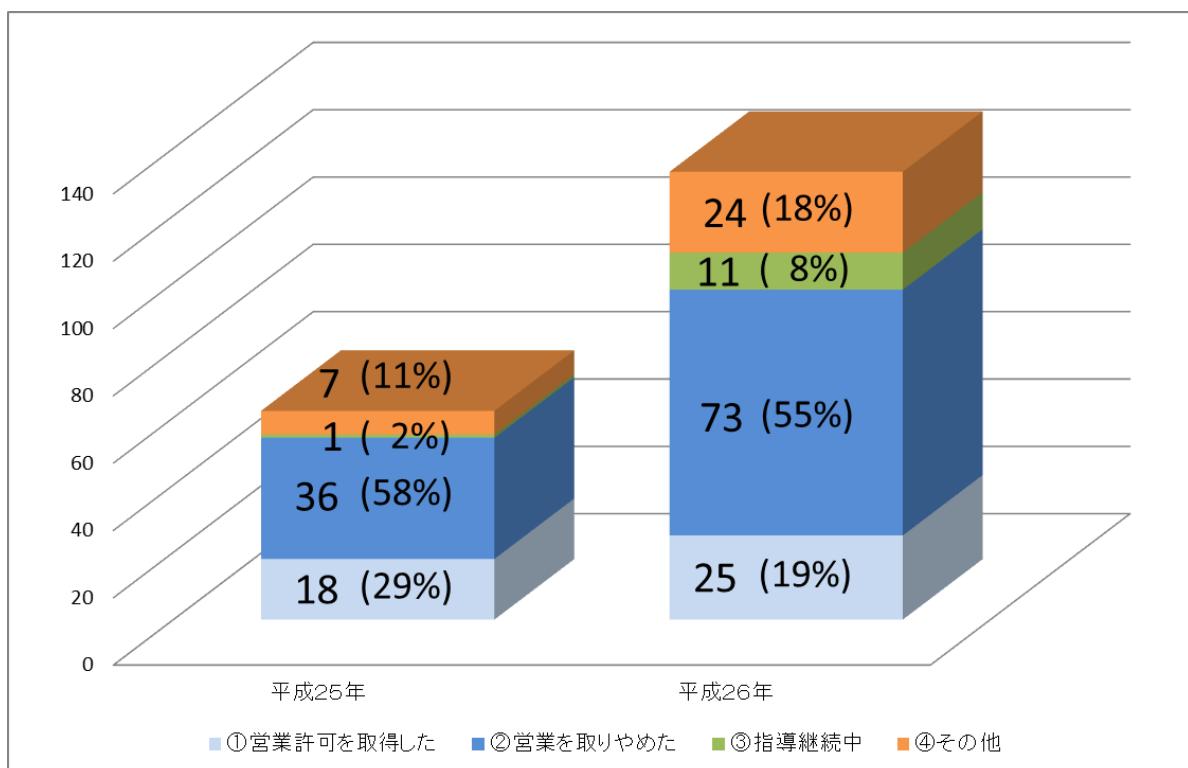
	平成25年度	平成26年度
①保健所における巡回指導等	13件 (21 %)	58件 (44 %)
②近隣住民・宿泊者等からの通報	34件 (55 %)	54件 (41 %)
③警察・消防等の関係機関からの連絡	15件 (24 %)	18件 (14 %)
④その他	0件 (- %)	1件 (1 %)
⑤合計	62件 (100%)	131件 (100%)



(3) 指導状況（件数）

	平成 25 年度	平成 26 年度
①営業許可を取得した	18 件 (29%)	25 件 (19%)
②営業を取りやめた	36 件 (58%)	73 件 (55%)
③指導継続中	1 件 (2%)	11 件 (8%)
④その他	7 件 (11%)	24 件 (18%)
⑤合計	62 件 (100%)	※133 件 (100%)

※ 平成 25 年度からの継続案件を含む。



3. 旅館業法の無許可営業者に対する指導（等）事例について

【事例1】 指導に従わず、逮捕されたケース

外国人向けに宿泊施設を紹介するインターネットサイトで、宿泊者を募集し、無許可で自宅の一部で宿泊サービスを提供。

無許可営業であることに加え、旅館業法が定める基準も満たしていなかったため、営業者に対し、保健所が繰り返し指導を実施するが、「シェアハウスであり、宿泊所ではない」と主張し、指導にしたがわず。

住民からの通報を受け、警察が対応し、保健所に照会の上、旅館業法違反の容疑で逮捕。

【事例2】 指導により、営業を取りやめさせたケース①

分譲マンション管理人から、マンションの1室の所有者が転貸して外国人を宿泊させており、指導してほしいとの相談が保健所に寄せられ、保健所が現地調査を実施。

転貸を行っていた所有者に対し、旅館業法違反であることを説明したところ、所有者に違反の認識はなかったが、指導に従い、営業を取りやめ。

【事例3】 指導により、営業を取りやめさせたケース②

旅館業者から、ビル内に外国人が出入りする部屋があり、旅館業法違反の疑いがあるとの通報があり、保健所が現地調査を実施。

不特定の者を宿泊させていることが確認できたため、旅館業法違反であり中止するよう指導。事業者は、指導にしたがい、宿泊施設を紹介するインターネットサイトからの掲載削除の手続き中。

【事例4】 指導により、営業を取りやめさせたケース③

インターネットHPにて確認できた施設について、不動産業者に照会した結果、大学名義で留学生用として契約している物件が登録されていたため、大学の事務局に対して旅館業法の趣旨等を説明を行ったところ、サイトの掲載情報は削除された。なお、留学生が大学の許可なく登録していたもの。

【事例5】 指導により、営業許可に向けた指導を行っているケース①

インターネットHPにて確認できた施設について、所有者に確認したところ、過去に旅館として使用していた施設であり、改めて、旅館業法の営業許可（簡易宿所を予定）を受けることとなった。なお、現在、消防法関係の指導を受けているところであり、営業許可申請は未提出。

【事例6】 指導により、営業許可に向けた指導を行っているケース②

インターネットHPにて、許可台帳に記録のない施設が営業していることを確認し、保健所が現地調査を実施した結果、旅館業法の許可が必要であると判断し、事業者に対しその旨を説明し、許可取得の指導を実施。現在、宿泊営業は行っておらず、許可取得に向けた指導を継続中。

※ この他、営業者と連絡が取れないため、文書を送付する等対応継続中のケースがある。

(参考)

健衛発0710第2号
平成26年7月10日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

旅館業法の遵守の徹底について

宿泊業については、旅館業法に基づき指導が行われているところであるが、先般、東京都内で、自宅の一部を用いて宿泊料をとて外国人を宿泊させる宿泊施設を営んでいるとして、旅館業法第3条違反（無許可営業）で逮捕され、同法の罰則に処せられるという事案が報道されたところである。

もとより、自宅の建物を活用する場合であっても、宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させる業を営む者については、旅館業法第3条の許可を取得する必要があるので、上記の違反事例も踏まえ、改めて、貴管下において、旅館業法の遵守について周知徹底を行うとともに、事業者への指導を徹底されたい。